

行政文書一部公開決定通知書

4 観名保第 21 号
令和 4 年 4 月 27 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成30年12月10日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

<p>行政文書の名称</p>	<p>■2018年7月27日～12月10日に、名古屋城天守閣整備事業の件で名古屋市職員が文化庁を訪れた際の</p> <p>1 持参資料として</p> <p>(1) 市長文化庁訪問<平成30年8月3日(金)>ぶら下がりメモ</p> <p>(2) 持参資料(石垣保存の基本的な考え方と天守台石垣の保存方針(案)について)</p> <p>(3) 新聞一式</p> <p>2 復命書、支出命令書として</p> <p>(4) 復命書(平成30年8月3日(金)分)</p> <p>(5) 復命書(平成30年9月10日(月)分)</p> <p>(6) 復命書(平成30年9月25日(火)分)</p> <p>(7) 支出命令書(平成30年8月3日(金)分)</p> <p>(8) 支出命令書(平成30年9月10日(月)分)</p> <p>(9) 支出命令書(平成30年9月25日(火)分)</p> <p>3 会談の内容、指摘事項がわかるものとして</p> <p>(10) 市長文化庁訪問<平成30年8月3日(金)>面談記録</p> <p>(11) 市長文化庁訪問<平成30年8月3日(金)>ぶら下がりメモ</p> <p>(12) 文化庁打合せメモ(平成30年9月10日(月)分)</p> <p>(13) 市長文化庁訪問<平成30年9月25日(火)>面談記録</p>	
<p>行政文書の公開の日時及び場所</p>	<p>日時</p>	<p>令和4年4月27日 以降 午前 午後 時</p>
<p>行政文書の公開の方法</p>	<p>1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴</p>	

行政文書の一部を公開しない理由	別紙
備考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

別紙

番号	非公開情報	行政文書の一部を公開しない理由
1	文化庁との打合せ内容 文書(4)⑦、 文書(5)①～⑤、 文書(6)①～⑧、 文書(10)⑦、 文書(12)、 文書(13)①～⑧	<p>名古屋市情報公開条例第7条第1項第4号該当</p> <p>左記非公開情報は、名古屋城天守閣木造復元事業に関し、文化庁職員と本市職員の間で交わされた今後の事業の進め方や有識者等への言及、文化庁職員の個人的な見解等、文化庁職員と本市職員の中間的な議論・検討、未成熟な意見に係る情報が記載されている。また、文化庁と名古屋市との打合せは、非公開で行われ、非公開であることを前提とした率直な意見交換が実施されている。</p> <p>当該情報について公開されることが前提となると、当該議論・検討の意見交換に加わる者が、いわれなき非難を避けようとしたり、各々の立場等に拘束されたりすることで、多様かつ自由な意見が現れなくなり、円滑な議論・検討が損なわれるおそれがある。</p> <p>したがって、当該情報は、市及び国の相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、市及び国の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、非公開とする。</p>
2	文化庁との打合せ内容 文書(4)⑦、 文書(5)①～⑤、 文書(6)①～⑧、 文書(10)⑦、 文書(12)、 文書(13)①～⑧	<p>名古屋市情報公開条例第7条第1項第4号該当</p> <p>左記非公開情報は、名古屋城天守閣木造復元事業に関し、文化庁職員と本市職員の間で交わされた今後の事業の進め方や有識者等への言及、文化庁職員の個人的な見解等、文化庁職員と本市職員の中間的な議論・検討、未成熟な意見に係る情報が記載されている。また、文化庁と名古屋市との打合せは、非公開で行われ、非公開であることを前提とした率直な意見交換が実施されている。</p> <p>名古屋市による意思決定においては、文化庁との率直な意見の交換が必要であるところ、当該情報が公開された場合、外部からの干渉、圧力等を受けることにより、適切な意思決定ができなくなるおそれがある。</p> <p>したがって、当該情報は、市及び国の相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、非公開とする。</p>
3	文化庁との打合せ内容 文書(4)⑦、 文書(5)①～⑤、	<p>名古屋市情報公開条例第7条第1項第5号該当</p> <p>左記非公開情報は、名古屋城天守閣木造復元事業に関し、文化庁職員と本市職員の間で交わされた今後の事業の進め方や有識者等への言及、文化庁職員の個人的な見解等、文化庁職員と本市</p>

	<p>文書(6)①～⑧、 文書(10)⑦、 文書(12)、 文書(13)①～⑧</p>	<p>職員の中間的な議論・検討、未成熟な意見に係る情報が記載されている。また、文化庁と名古屋市との打合せは、非公開で行われ、非公開であることを前提とした率直な意見交換が実施されている。</p> <p>当該情報が公開されると、市民等から名古屋市や文化庁等に問合せ・苦情等が寄せられ、その対応や、対応をめぐっての調整等に追われるとともに、非公開であることを前提とした場での率直な意見交換の内容を公開することで名古屋市と文化庁等との間の信頼関係が損なわれ、事業の円滑な進行・調整が阻害される結果、本件事業の実現そのものに支障が生じるおそれがある。</p> <p>したがって、当該情報は、市が行う事業に関する情報であって、公にすることにより、事業の性質上、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、非公開とする。</p>
<p>4</p>	<p>職員の号給 文書(7)～(9)</p>	<p>名古屋市情報公開条例第7条第1項第1号該当</p> <p>左記非公開情報は、名古屋市職員の給与決定に関する情報(号給)が記載されている。</p> <p>当該情報が公開されると、当該職員の給与を推知することが可能となり、個人のプライバシー権が侵害されることになる。</p> <p>したがって、当該情報は、個人の所得に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められる情報であるため、非公開とする。</p>

石垣保存の基本的な考え方と天守台石垣の保存方針（案）について

1 石垣保存の基本的な考え方

本市では、平成 30 年 5 月に「特別史跡名古屋城跡保存活用計画」を策定し、名古屋城の歴史的価値を後世へ確実に継承していくため、「保存」「活用」「整備」及び「管理運営・体制」に関する今後の方針を定めた。

石垣の保存管理方法については、現存遺構の適切な保存管理、石垣カルテの作成による現況把握、その結果から修理の優先度の高い部分に対する原因の把握、それに対応する保存・修復の検討等を実施していくことを示したところである。

これを受けて、発掘調査や石垣カルテの作成、史資料調査等の十分な調査研究に基づく石垣の現況把握と評価及び史跡の本質的価値を構成する重要な要素である城内石垣全体の保存管理を厳格に行っていく方針である。

こうした方針を実現するため、平成 31 年度には観光文化交流局に名古屋城調査研究センター（仮称）を開設して調査研究体制を強化し、計画的・継続的な名古屋城の調査研究を推進するために現在準備を進めているところである。

2 天守台石垣保存に関する基本的な考え方

天守台石垣付近は天守閣や本丸御殿があり、城内で最も集客数の多い場所であるが、石垣の孕み出しや広範な被熱による石材の劣化などが見られ、史跡の保存と観客の安全確保の観点から現状把握と対策の検討が喫緊の課題であった。

このため、天守台石垣については、平成 24 年に調査を実施し、現状の把握を行った。さらに、平成 29・30 年度にも天守台石垣全面及び内堀に面した石垣を対象とした現状を確認する調査を実施しており、石垣保存の方針をまとめ得るだけの情報が蓄積されつつある。

現在までに判明している調査結果から、本市の天守台石垣保存に関する基本的な考え方を以下に示す。

- (1) 現況調査を進め、天守台石垣の破損・劣化状況及び変位やその動向等を把握する。破損・劣化が著しく保存上、安全上の課題が大きい場合は、必要に応じて、解体・修理を含む適切な方法を検討する。なお、旧状を残す石垣に影響を及ぼす場合については、石垣部会の指導・助言を得て、修理範囲・修理方法等を検討していくものとする。
- (2) 日常的な観察、管理により常に破損・劣化状況等を把握し、それらに対応した具体的な処置を検討し、計画的に実施する。
- (3) 万が一、崩落や崩壊があっても、原状に復帰できるよう石垣立面 3D 資料・写真等調査結果を整理しておく。

(2)

3 天守台石垣保存方針

- (1) 天守台石垣の保存に関しては、既に文化庁の許可を得て市単費による発掘調査等を実施しているところであるが、調査成果の分析に基づき、必要に応じて部分的な積み替えも含めた保存処置を行う。
- (2) 石垣の保存対策については『石垣整備のてびき』に基づき、間詰石の補充など応急的な保存処置を行ったのち、変位のモニタリング・経過観察を継続する。
- (3) 石垣の構造的安定性の検討のために、必要な試験、研究を行う。
- (4) (2) の対策を行う期間においても、名古屋城調査研究センター（仮称）が中心となって、石垣に係る調査・研究を計画的・継続的に実施し、現況の把握と情報の蓄積に努め、調査研究成果に基づく保存策を立案する（別表参照）。

4 城内石垣全体の保存に向けて

石垣の保存整備を継続し、新たな知見や経験・資料等の蓄積を行う。近世城郭築城技術の完成期に天下普請により築城され、各時代の豊富な史資料等とともに、石垣や縄張などの遺構によって、近世城郭の姿を現代に伝える特別史跡名古屋城跡の価値の確実な継承と魅力の最大限の向上により、世界に誇れる日本一の近世城郭を目指すものである。

5 天守閣木造復元事業との関係

現在、本市では名古屋城天守閣整備事業計画に基づき、天守閣木造復元事業に取り組んでいるところであるため、天守閣石垣保存整備との関係について、整理しておく。

- (1) 木造復元に伴う現天守の除却が予定されているため、天守台石垣に係る総合的かつ全体的な調査研究及び抜本的な保存整備が可能となる。本市では、名古屋城調査研究センター（仮称）を開設し、計画的・集中的に名古屋城の調査研究を推進し、特別史跡名古屋城跡の本質的価値を構成する重要な要素である石垣の保存整備に取り組むものである。それにより、史跡の価値を更に高め、将来にわたって、世界に誇れる近世城郭を目指す礎とするものである。
- (2) 木造復元事業に係る工事の過程で、調査研究の結果により把握される石垣の現状を踏まえ、石垣に緊急の対策が必要な場合には、石垣の保存対策を優先的に行うものとする。
- (3) 復元する天守の基礎構造については、今後の調査研究の結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

(4)

局長	所長	管 理 課	整 備 室
		 	  

平成 30 年 8 月 6 日

復 命 書

名古屋市長 河村たかし 様

名古屋城総合事務所
所 長 西野輝一



下記のとおり出張しましたので、報告いたします。

記

- 1 日 時 平成 30 年 8 月 3 日 (金)
- 2 用 務 文化庁次長との面談における市長随行
- 3 出張先 文部科学省 文化庁 (東京都千代田区霞が関 3-2-2)
- 4 面会者 文化庁次長 中岡 司
- 5 内 容 別紙のとおり

市長文化庁訪問〈平成 30 年 8 月 3 日(金)〉面談記録

●面談記録（文化庁次長、調査官（2人））

- ・文化庁からは石垣部会の了解をとるように言われている。石垣部会が言っているのは、天守台北面の孕み出しが危ないので、積み直してくれということ。私も以前三浦先生から天守台は濃尾地震で無傷だったので、積み直しはしない方がいいと認識していた。しかし、505億円の予算の中には45億円の石垣修復が含まれている。今のところ積み替えるかどうかは、さらに調査を進めて検討するとしているが、状態が悪いので、きちんと積み替えると言えれば了解を得られる。
- ・時期の問題はある。天守の荷重は石垣にはかけない。石垣をやってから天守では時間がかかり過ぎる。石垣の計画を見直して1か月ぐらいで石垣部会の先生に説明する。名古屋市民の熱い期待がある。郷土愛がある。
- ・福祉団体も中日新聞も復元という概念がよくわかっていない。木造新築という言い方をする。
- ・現天守閣の耐震性が極めて低い。5大都市の建築物で最も低い。この下で石垣調査を行っているが、労働安全衛生法上、刑事的な問題になりかねない。延々と調査を行うのは危ない。議会からも2022年竣工で了解されており、スケジュールを守る。名古屋城は復元のフロントランナー。ゆっくりやるとコンクリートの改修になる。これは世界の大恥。先輩が残してくれた豊富な資料で本物の天守を今後1000年つないでいく。これは、任務だと思っている。
- ・バリアフリーについても様々技術があり、企業からも協力すると言われている。万里の長城やコロッセオにエレベーターがついているが、本質的なところには付けていない。
- ・先日本曾先生と会った。世界に発信したいと伝え、日本イコモスの会長に話してくれる。
- ・石垣部会の理解という大西課長との約束はまもる。是非10月の審議会を通して欲しい。
- ・学芸員の体制が弱かったのは確か。学芸員を増員し、調査研究センターを整備して行く。

⑦(文化庁次長)

石垣部会の理解を得ることが大切。今までも技術的助言を行ってきた。これからも続けていく。

以 上

		活用 ↓							
局長	所長	管理課長	保存整備室						
			(室長)	(室長)	(室長)	(室長)	(室長)	(室長)	(室長)
									

平成30年9月11日

復 命 書

名古屋市長 河村たかし 様

観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室

主幹 (天守閣整備)

蜂矢 祐介



主幹 (名古屋城の文化財調査・研究)

片岡 進矢



主査 (調査研究センター開設準備等担当)

栗本 規子



下記のとおり出張しましたので、報告いたします。

記

- 1 日 時 平成30年9月10日 (月) 16:30~17:50
- 2 用 務 名古屋城天守閣整備に係る打合せ
- 3 出張先 文化庁記念物課 (東京都千代田区)
- 4 対応者 文化庁記念物課
主任文化財調査官 平澤 毅氏
主任文化財調査官 山下 信一郎氏

(5)

5 内 容

(1) 石垣部会 WG の概要報告

- ① . [Redacted]
- . [Redacted]

(2) 復元検討委員会や文化審議会の日程は

- ② . [Redacted]
- . [Redacted]
- . [Redacted]

(3) [Redacted]

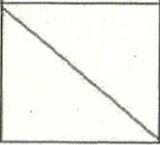
- ③ . [Redacted]
- . [Redacted]
- . [Redacted]
- . [Redacted]

(4) [Redacted]

- ④ . [Redacted]
- . [Redacted]

(5) [Redacted]

- ⑤ . [Redacted]
- . [Redacted]

局長	所長	管理活用課	保存整備室
		(課長)(係長)  	(室長)(係長)(石本)(栗本)   

(荒井)(篠田)(鈴木)(鈴木)(矢形)

平成 30 年 9 月 26 日

復 命 書

名古屋市長 河村たかし 様

名古屋城総合事務所
所 長 西野輝一

下記のとおり出張しましたので、報告いたします。

記

- 1 日 時 平成 30 年 9 月 25 日 (火)
- 2 用 務 文化庁との打ち合わせ
- 3 出張先 文部科学省 文化庁 (東京都千代田区霞が関 3-2-2)
- 4 面会者 文化庁記念物課 山下主任調査官
平澤主任調査官
- 5 内 容 別紙のとおり

(6)

文化庁訪問<平成30年9月25日(火)面談記録>

訪問者 近藤生涯学習部長 片岡文化財保護室長
西野名古屋城総合事務所長

対応者 文化庁記念物課 山下主任調査官 平澤主任調査官

●文化庁の考え

①

[Redacted text block]

●文化審議会の日程

②

[Redacted text block]

●基本計画書の提出

③

[Redacted text block]

④

[Redacted text block]

●名古屋市幹部職員の訪問

⑤

[Redacted text block]

●その他

⑥ . [Redacted text block]

⑦ . [Redacted text block]

⑧ . [Redacted text block]

(7)

支出命令書

歳出

平成30年度	支出命令番号 0033601 内訳番号 01	
主管 081101 観光文化交流局 名古屋城総合事務所	(080001)	
予算種別 1 現年予算 科目コード 5016-012-090101 会計 07 名古屋城天守閣特別会計 款 01 名古屋城天守閣事業費 項 01 事業費 目 01 事業費 大事業 06 事業費 中事業 01 事業費 小事業 04 事務費等 節 09 旅費 細節 01 旅費 その他 細々節 01 旅費 その他	支出命令年月日 平成30年 8月 6日	支出負担行為年月日 当初 平成30年 8月 2日 変更 平成 年 月 日
支出命令額	¥ 25,380 *	
前渡金受領者 508110101	整理番号	
職氏名 前渡金受領者 観光文化交流局 名古屋城総合事務所管理活用課長 山本道子		
件名 08/03 (文化庁) 名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区 @ 25,380 × 1名		
支払先口座 口座種別 口座番号 口座名義人		
支出区分 6 確定前渡払	支払方法 1 口座振替	
支出予定番号	支払期限 (期日) 平成30年 8月22日 *	
確認印	上記の金額を領収しました。 平成 年 月 日	
	職 氏名 名古屋市 (区) 会計管理者様	

執行機関	支出命令	命令主管	事業主管
	総務課	総務課	雁 課長 総務課 課長 保坂 秘書室
出納機関	会計管理者	会計室 (区総務課)	支払年月日 30. 8. 22 名古屋市会計管理室
		   	   

備考 1 科目が複数の場合は、内訳書を添付すること。
 2 集合決裁書 (第44号様式) を添付した場合には、支出命令・命令主管・会計管理者・会計室 (区総務課) 欄の押印を要しない。



D23

旅費計算書A (資金交付用)

職氏名 名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所 所長 西野 輝一						区分 確定					
行政職給料表						級		号給 (行政職給料表		級相当)	
月	日	曜	発着地及び経過地			鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)			
8	3	金	名古屋	→	東京都区内	22,580 円	円	円			
8	3	金	東京都区内	→	名古屋						
				→							
				→							
				→							
日当(D)			宿泊料(E)					円			
2,800 ×			1 日 = 2,800			×		泊 =			
×			日 =			×		泊 =			
×			日 =			×		泊 =			
旅行命令 (依頼)				旅行期間				合計(A+B+C+D+E) 円			
平成 30 年 8 月 2 日				0 泊 1 日				25,380			
用務及び 用務先		名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区 (文化庁)									
概算払額(F)				精算額(G)				過不足額(G-F)			
円				円				円			
支払額 (返納額)				特記事項							
25,380				新幹線利用 (繁忙期)							

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

(8)

支出命令書

歳出

平成30年度	支出命令番号 0047301 内訳番号 01	
主管 081101 観光文化交流局 名古屋城総合事務所	(080001)	
予算種別 1 現年予算 科目コード 5016-012-090101 会計 07 名古屋城天守閣特別会計 款 01 名古屋城天守閣事業費 項 01 事業費 目 01 事業費 大事業 06 事業費 中事業 01 事業費 小事業 04 事務費等 節 09 旅費 細節 01 旅費 その他 細々節 01 旅費 その他	支出命令年月日 平成30年 9月27日	支出負担行為年月日 当初 平成30年 9月 7日 変更 平成 年 月 日
支出命令額		¥73,140*
前渡金受領者 508110101	整理番号	
職氏名 前渡金受領者 観光文化交流局 名古屋城総合事務所管理活用課長 山本道子		
件名 09/10 (文化庁) 名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区 @24, 480×2名 @24, 180×1名		
支払先口座 口座種別 口座番号 口座名義人		
支出区分 6 確定前渡払	支払方法 1 口座振替	支払期限 (期日) 平成30年10月17日*
支出予定番号		
確認印	上記の金額を領収しました。平成 年 月 日	
	職 氏名 名古屋市 (区) 会計管理者様	

執行機関	支出命令 総務課長	命令主管 総務課	事業主管 所長 課長 管理活用課 室長 保存整備室
	会計管理者	会計室 (区総務課)	
出納機関			平成30年10月17日 30.10.17 名古屋市会計管理室

備考1 科目が複数の場合は、内訳書を添付すること。
 2 集合決裁書(第44号様式)を添付した場合には、支出命令・命令主管・会計管理者・会計室(区総務課)欄の押印を要しない。



旅費計算書A (資金交付用)

職氏名 名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所 保存整備室 主幹 片岡 進矢						区分 確定			
行政職給料表						級 号給 (行政職給料表 級相当)			
月	日	曜	発着地及び経過地			鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)	
9	10	月	名古屋	→	東京都区内	21,780 円	円	円	
9	10	月	東京都区内	→	名古屋				
				→					
				→					
				→					
日当(D)			宿泊料(E)			円			
2,700 × 1 日 = 2,700			× 泊 =						
× 日 =			× 泊 =						
× 日 =			× 泊 =						
旅行命令(依頼)			旅行期間			合計(A+B+C+D+E)円			
平成 30 年 9 月 7 日			0 泊 1 日			24,480 円			
用務及び 用務先	名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区(文化庁)								
概算払額(F)	円	精算額(G)	円	過不足額(G-F)					円
支払額(返納額)	円	特記事項 新幹線利用(閑散期)							
24,480									

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあつては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

(8)

旅費計算書A (資金交付用)

職氏名 名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所 保存整備室 主幹 蜂矢 祐介						区分 確定					
行政職給料表						級		号給 (行政職給料表		級相当)	
月	日	曜	発着地及び経過地			鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)			
9	10	月	名古屋	→	東京都区内	21,780 円	円	円			
9	10	月	東京都区内	→	名古屋						
				→							
				→							
				→							
日当(D) 2,700 × 1 日 = 2,700					宿泊料(E)		×	泊 =	円		
							×	泊 =			
							×	泊 =			
							×	泊 =			
旅行命令(依頼) 平成 30 年 9 月 7 日			旅行期間 0 泊 1 日			合計(A+B+C+D+E)円 24,480					
用務及び 用務先	名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区(文化庁)										
概算払額(F) 円			精算額(G) 円			過不足額(G-F) 円					
支払額(返納額) 円 24,480			特記事項 新幹線利用(閑散期)								

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

旅費計算書A (資金交付用)

職氏名 名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所 保存整備室 主査 栗本 規子						区分 確定			
行政職給料表						級		号給 (行政職給料表 級相当)	
月	日	曜	発着地及び経過地			鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)	
9	10	月	名古屋	→	東京都区内	21,780 円	円	円	
9	10	月	東京都区内	→	名古屋				
				→					
				→					
				→					
日当(D)			宿泊料(E)			円			
2,400 ×			1 日 = 2,400			× 泊 =			
×			日 =			× 泊 =			
×			日 =			× 泊 =			
旅行命令(依頼)			旅行期間			合計(A+B+C+D+E)円			
平成 30 年 9 月 7 日			0 泊 1 日			24,180			
用務及び 用務先	名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区(文化庁)								
概算払額(F)			精算額(G)			過不足額(G-F)			
円			円			円			
支払額(返納額)			特記事項						
24,180			新幹線利用(閑散期)						

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

(9)

支出命令書

歳出

平成30年度 支出命令番号 0047001 内訳番号 01

主管 081101 観光文化交流局 名古屋城総合事務所 (080001)

予算種別 1 現年予算 科目コード 5016-012-090101 会計 07 名古屋城天守閣特別会計 款 01 名古屋城天守閣事業費 項 01 事業費 目 01 事業費 大事業 06 事業費 中事業 01 事業費 小事業 04 事務費等 節 09 旅費 細節 01 旅費 その他 細々節 01 旅費 その他	支出命令年月日 平成30年 9月27日 支出負担行為年月日 当初 平成30年 9月21日 変更 平成 年 月 日
--	---

支出命令額 ￥73,640*

前渡金受領者 508110101 整理番号

職氏名 前渡金受領者 観光文化交流局 名古屋城総合事務所管理活用課長 山本道子

件名 09/25 (文化庁) 名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ
東京都千代田区
@24,580×2名 @24,480×1名

支払先口座

口座種別 口座番号
口座名義人

支出区分 6 確定前渡払 支払方法 1 口座振替
支出予定番号 支払期限 (期日) 平成30年10月17日*

確認印 上記の金額を領収しました。 平成 年 月 日



職 氏名 名古屋市 (区) 会計管理者様

執行機関	支出命令	命令主管	事業主管
	総務課長 	総務課 	所長 課長 管理御課 室長 件修整備室
出納機関	会計管理者	会計室 (区総務課)	

支払年月日 30.10.17
名古屋市会計管理室

備考1 科目が複数の場合は、内訳書を添付すること。
2 集合決裁書 (第44号様式) を添付した場合には、支出命令・命令主管・会計管理者・会計室 (区総務課) 欄の押印を要しない。



旅費計算書A (資金交付用)

職氏名 名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所 所長 西野 輝一						区分 確定				
行政職給料表						級		号給 (行政職給料表 級相当)		
月	日	曜	発着地及び経過地			鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)		
9	25	月	名古屋	→	東京都区内	21,780 円	円	円		
9	25	月	東京都区内	→	名古屋					
				→						
				→						
				→						
日当(D)			宿泊料(E)			円				
2,800 ×			1 日 =			2,800				
×			日 =			×				
×			日 =			×				
×			日 =			×				
旅行命令(依頼)			旅行期間			合計(A+B+C+D+E)円				
平成 30 年 9 月 21 日			0 泊 1 日			24,580				
用務及び 用務先	名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区(文化庁)									
概算払額(F)	円	精算額(G)	円	過不足額(G-F)						円
支払額(返納額)	円	特記事項 新幹線利用(閑散期)								
24,580										

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

(9)

旅費計算書A (資金交付用)

職氏名 教育委員会生涯学習部 部長 近藤 世津子						区分 確定		
行政職給料表						級	号給 (行政職給料表 級相当)	
月	日	曜	発着地及び経過地			鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)
9	25	月	名古屋	→	東京都区内	21,780 円	円	円
9	25	月	東京都区内	→	名古屋			
				→				
				→				
				→				
日当(D)			宿泊料(E)			×	泊=	円
2,800 ×			1 日 = 2,800			×	泊=	
×						×	泊=	
×						×	泊=	
×						×	泊=	
旅行命令(依頼)			旅行期間			合計(A+B+C+D+E)円		
平成 30 年 9 月 21 日			0 泊 1 日			24,580		
用務及び 用務先	名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区(文化庁)							
概算払額(F)	円	精算額(G)	円	過不足額(G-F)				円
支払額(返納額)	円	特記事項 新幹線利用(閑散期)						
24,580								

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

旅費計算書A (資金交付用)

職氏名 教育委員会生涯学習部文化財保護室 室長 片岡 進矢							区分 確定			
行政職給料表							級		号給 (行政職給料表 級相当)	
月	日	曜	発着地及び経過地				鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)	
9	25	月	名古屋	→	東京都区内	21,780 円	円	円		
9	25	月	東京都区内	→	名古屋					
				→						
				→						
				→						
日当(D) 2,700 × 1 日 = 2,700				宿泊料(E)		×	泊 =	円		
						×	泊 =			
						×	泊 =			
						×	泊 =			
旅行命令(依頼) 平成 30 年 9 月 21 日			旅行期間 0 泊 1 日			合計(A+B+C+D+E)円 24,480				
用務及び 用務先	名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区(文化庁)									
概算払額(F)	円	精算額(G)	円	過不足額(G-F)					円	
支払額(返納額)	円	特記事項 新幹線利用(閑散期)								
24,480										

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

●面談記録（文化庁次長、調査官（2人））

- ・文化庁からは石垣部会の了解をとるように言われている。石垣部会が言っているのは、天守台北面の孕み出しが危ないので、積み直してくれということ。私も以前三浦先生から天守台は濃尾地震で無傷だったので、積み直しはしない方がいいと認識していた。しかし、505億円の予算の中には45億円の石垣修復が含まれている。今のところ積み替えるかどうかは、さらに調査を進めて検討するとしているが、状態が悪いので、きちんと積み替えると言えれば了解を得られる。
- ・時期の問題はある。天守の荷重は石垣にはかけない。石垣をやってから天守では時間がかかり過ぎる。石垣の計画を見直して1か月ぐらいで石垣部会の先生に説明する。名古屋市民の熱い期待がある。郷土愛がある。
- ・福祉団体も中日新聞も復元という概念がよくわかっていない。木造新築という言い方をする。
- ・現天守閣の耐震性が極めて低い。5大都市の建築物で最も低い。この下で石垣調査を行っているが、労働安全衛生法上、刑事的な問題になりかねない。延々と調査を行うのは危ない。議会からも2022年竣工で了解されており、スケジュールを守る。名古屋城は復元のフロントランナー。ゆっくりやるとコンクリートの改修になる。これは世界の大恥。先輩が残してくれた豊富な資料で本物の天守を今後1000年つないでいく。これは、任務だと思っている。
- ・バリアフリーについても様々技術があり、企業からも協力すると言われている。万里の長城やコロッセオにエレベーターがついているが、本質的なところには付けていない。
- ・先日木曾先生と会った。世界に発信したいと伝え、日本イコモスの会長に話してくれる。
- ・石垣部会の理解という大西課長との約束はまもる。是非10月の審議会を通して欲しい。
- ・学芸員の体制が弱かったのは確か。学芸員を増員し、調査研究センターを整備して行く。

⑦（文化庁次長）

石垣部会の理解を得ることが大切。今までも技術的助言を行ってきた。これからも続けていく。

以上

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

片岡室長： [Redacted]
調査官： [Redacted]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

調査官： [Redacted]

調査官： [Redacted]

片岡室長： [Redacted]

調査官： [Redacted]

[Redacted]

蜂矢主幹： [Redacted]

[Redacted]

調査官： [Redacted]

[Redacted]

片岡室長： [Redacted]

調査官： [Redacted]

[Redacted]

文化庁訪問<平成30年9月25日(火)面談記録>

訪問者 近藤生涯学習部長 片岡文化財保護室長
西野名古屋城総合事務所長

応対者 文化庁記念物課 山下主任調査官 平澤主任調査官

●文化庁の考え

- ① [Redacted text block]

●文化審議会の日程

- ② [Redacted text block]

●基本計画書の提出

- ③ [Redacted text block]

- ④ [Redacted text block]

●名古屋市幹部職員の訪問

- ⑤ [Redacted text block]

●その他

⑥ . [Redacted text block]

⑦ . [Redacted text block]

⑧ . [Redacted text block]